

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託 仕様書

第 1 章 総則

1 業務の名称

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託

2 業務の目的

結婚や出産・子育てなど，市民が希望するライフスタイルを後押しし，将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため，市民の結婚活動に有効なセミナーの開催や出会いの機会を創造する交流事業等を行う。

3 業務の期間

本業務の期間は，契約締結の日から令和 7 年 3 月 7 日（金）までとする。

4 企画提案上限額

本業務の企画提案上限額は，下記のとおりとする。ただし，消費税及び地方消費税を含むものとする。なお，委託料の支払いは原則として業務完了後の実績払いとする。

金額 8, 500, 000 円

第 2 章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行に当たり，受託者は本仕様書に定める事項を遵守するものとする。なお，本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合，または，本仕様書に明記なき事項であっても，本業務遂行上必要と思われる事項については，委託者と受託者の協議により決定するものとする。

2 企画提案内容

企画提案の内容は，第 3 章の特記仕様によるものとする。

3 個人情報保護

受託者は，本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は，宇都宮市個人情報保護条例（平成 12 年 3 月 24 日付け宇都宮市条例第 2 号）に基づき，その取扱いに十分留意し，漏えい，滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。また，支援対象者に対する支援の必要性から，市と受託者が個人情報を相互に提供する場合があることを十分説明し，書面により同意を得ること。

4 業務担当者及び業務管理

(1) 受託者は，業務主任担当者をもって，秩序正しい業務を行わせるとともに，相当な技術を要する事業については，経験を有する業務担当者を配置するなど確実な事業実施を図るものとする。

(2) 受託者は、常に委託者との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで、業務の円滑な遂行を図るものとする。

5 関係機関等との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく委託者に報告するものとする。

6 市内業者の育成

- (1) 受託者が、本業務の主たる部分に該当しない業務を第三者に委託し、請け負わせようとするときは、可能な限り市内業者から選定するよう努めること。
- (2) 市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。

7 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに成果品及び業務完了届を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書（カラー製本及びデータ） 1部
 - (2) 本事業参加者に関する情報一覧 一式
 - (3) アンケート集計一覧 一式
 - (4) その他関係書類やデータ 一式
- ※ その他本業務を通じて得られた所見や改善点、委託者への提案等があれば、上記に併せて記載すること。

第3章 特記仕様

企画提案の内容は以下のとおりとする。

1 委託業務内容

独身男女に対し、結婚観の醸成や具体的な結婚活動に役立つ講義や実習等と、交流の場を提供するための事業について企画・運営・募集等一切の業務を行うこと。

(1) イベントの企画、運営、募集等の業務について

結婚を希望する独身男女が、実際の結婚活動に役立つコミュニケーション、ライフプラン等に係る講義や実習を行うセミナーと、学んだことを実践できる場である交流会を一体的に実施するとともに、男女のカップリングを目指すマッチングイベントを実施する。

なお、20～30歳代女性の応募者増加につとめ、男女間の応募者数に偏りが生じないようにすること。

ア イベントの主な条件等

回数	8～10回の範囲で実施すること。
開催日	土・日曜、祝日を基本とし、 全体のうち、1回程度は平日に開催すること。
時間	1イベント当たり2時間以上とすること。
時期	契約締結時から翌年2月末までの期間で実施すること。
会場	参加者の利便性を考慮して受託者が設定・確保すること。 なお、会場は、原則、宇都宮市内とするが、委託者が本事業の目的を達する上で妥当と認める範囲でこれによらない提案も妨げないものとし、この場合は、あらかじめ委託者と協議すること。
その他	全イベントを通じた実施方針とキャッチコピーを提示すること。

イ セミナーの主な内容

セミナーは今後の結婚活動や結婚観の醸成に有効な下記の事項を反映させた内容とすること。

- ・ 結婚を見据えたライフプラン・デザイン形成支援
- ・ コミュニケーション力や身だしなみ等のスキルの向上
- ・ 著名人による結婚活動に役立つアドバイスの聴講
- ・ 20・30代女性の興味・関心の高い内容
- ・ その他参加者の年齢に合わせた内容
- ・ 男女別セミナーも可とする（ただし、交流会は合同で行うこと。）

ウ 交流会の主な内容

交流会は、下記の事項を反映させ、参加者が交際や結婚に発展しやすくなるような内容とすること。

- ・ セミナーで学んだことの実践の場として設定すること。

- ・ 共通の趣味やレクリエーションなどを通じて、男女が一緒に活動できるような内容を提案すること。（なお、活動の中で男女の交流が生まれるよう配慮すること。）
- ・ 交流会を通じて好意をもった参加者同士が、交流会以降も連絡を取り合えるような仕組みを提案すること。
- ・ 参加者同士の交流を円滑に行うため、コーディネーターを置くこと。

エ マッチングイベントの主な内容

- ・ 全体のイベントの過半以上の回で、マッチングを行うイベントを開催すること。
- ・ マッチングを行うイベントには可能な限り、相応しいスキルや実績を持つ婚活コーディネーター等を起用すること。なお、イベント内容と合わせて想定するコーディネーター（予定）を提案すること。
- ・ 男女の交流を促進するため、共同体験やレクリエーション等を通じて、男女が一緒に活動できるような内容を提案すること。
- ・ イベント内でのマッチングの成否に関わらず、参加した男女がイベント後も連絡を取れるような仕組みを提案すること。

オ 重点事項

- ・ 宇都宮市内全域に対して、参加者募集のための広報を行うとともに、市外に対しても広く周知を行うこととし、具体的な周知方法について提案すること。（次ページ1-(3)参照）
- ・ マッチングを行うイベントについて、マッチングが成立しやすい内容を具体的に提案すること。
- ・ 参加者を広く募るだけでなく、参加者が交際や結婚に発展しやすくなるようなイベント内容を提案すること。

（例） ・ 共通の趣味等を通じた参加者の交流の促進を図るため、プロスポーツ観戦等を盛り込んだ交流会を開催する。
 ・ 体験を共有することで、相互のコミュニケーションの発展を図るため、共通の体験・レクリエーション等を盛り込む。
 ・ 市内企業と連携した参加勸奨を行い、価値観や人生観などが近い参加者を集めた回を設ける。 など

- ・ とちぎ未来クラブが設置する「とちぎ結婚支援センター」や「地域結婚サポーター」との連携内容について提案すること。少なくとも1回以上は、同センターが参加者に直接、センター事業に係る説明を行う機会を設けること。

カ 参加者への情報提供等

- ・ イベント開催時に、本市の魅力や暮らしに関する支援情報のPRを行うこととし、情報提供コーナーの設置方法について提案すること。なお、詳細については委託者と協議の上、決定することとし、提供する資料等については、原則、委託者から提供する。
- ・ 本事業に係る参加者への通知やWebページの作成と併せて「とちぎ結婚支援センター」に関する情報提供を行うこと。

(2) イベント参加対象者について

- ① 参加資格は、市内在住者又は将来宇都宮市に居住する意思のある18歳以上の独身男女（高校生不可）とする。ただし、募集定員に満たない場合、市内への通勤・通学者に範囲を拡大することができる。
- ② 全イベントを合わせて男女各200名程度、計400名程度とし、1回当たり男女各10名～30名の範囲で、募集時は男女同数を基本とすること（応募状況によって若干の差が生じることは可とする。）。
なお、参加者間のコミュニケーションの確保やカップル成立への発展性を考慮し、各回の規模の割合は下記の表を基本とする。

小規模 (男女各10名程度)	中規模 (男女各20名程度)	大規模 (男女各30名程度)
3	5	1

- ③ 「20～30歳代男女」や「25～45歳男女」、「40～60歳代男女」など、各イベントの内容を踏まえた参加者の年齢を指定し、イベント内容と併せて提案すること。
ただし、全体のうち2回程度は年齢を指定しないイベントとすること。
- ④ 参加者には、原則として参加に当たっての条件等を記載した宣誓書の提出を求めるものとする。なお、宣誓書の内容は、受託決定後に委託者との協議により作成する。
- ⑤ 応募者が定員を超えた場合は抽選とし、応募者全員に結果を通知する。なお、同一の参加者の複数回への参加は妨げないが、参加機会の均衡に十分に配慮すること。

(3) 周知について

- ・ イベントの周知や参加者確保に向け、適切な周知方法を提案すること。
- ・ なお、「20～30歳代女性」を重点ターゲットとし、各回のイベントについて、デジタルマーケティングを必ず活用すること。

(4) 飲食物の提供や参加費の設定等について

- ・ イベント内容に応じて、飲食物を提供することも可とする。なお、この場合においては、感染症等に十分留意することとし、アルコールは提供しないこと。
- ・ 会場費や材料費、飲食費等の実費相当額の範囲で参加料設定も可能とする。この場合、イベント内容と併せて参加費の有無や金額を提案し、実施に当たっては委託者と協議すること。

(5) 協賛

参加者に還元すること前提に企業等から協賛を受けることも可能とする。なお、事業提案時において、協賛が想定される場合には、イベント内容と併せて協賛の有無や内容、協賛者（予定）を提案し、実施に当たっては委託者と協議すること。

（例）イベント会場・飲食物、ノベルティ、結婚関連サービス 等

(6) 実施アンケートの作成と提出について

- ・ イベント開催ごとに、参加者に対してアンケートを実施する。
- ・ 回収したアンケートはイベントごとに集計し、結果を委託者に提出する。なお、アンケートの内容は、契約締結後に委託者と受託者が協議して作成する。

【イベントの全体像（イメージ）】

回	時期	内容・講師	男女定員	マッチング	募集年齢	平日
1	6月	〇〇体験（講師：××××）	各20人	○	20～30代	
2	7月①	〇〇で交流ツアー（講師：××××）	各10人	○	（指定なし）	
3	7月②	〇〇〇〇で婚活（講師：××××）	各20人	○	30～40代	
4	8月	〇〇体験（講師：××××）	各10人	○	20～30代	○
5	9月	〇〇で交流ツアー（講師：××××）	各30人	○	20～30代	
6	10月	〇〇セミナー（講師：××××）	各20人	—	（指定なし）	
7	11月	・・・	各10人	○	30～40代	
8	1月	・・・	各20人	○	50歳以上	
9	2月	・・・	各20人	○	40～50代	

※ 提案書には、上表のような提案事業の全体像がわかる一覧を添付すること。

2 自然災害や感染症等の対応に関する事項

- ・ イベント開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症その他感染症の発生状況等の情報収集に努め、平常においても一般的な感染症対策を行うほか、感染拡大期においては、国等が推奨する必要な感染症対策を徹底すること。
- ・ 自然災害や感染症等によるイベントの延期又は縮小、その他必要な対応については、委託者の指示に従うこと。なお、自然災害や感染症等により、委託者からイベントの中止等を申し出た際の費用等については別途協議することとする。

3 その他、留意事項

- ・ 提案された事業が正式に決定した後に、速やかに具体化できる提案とすること。
- ・ 経費については、謝礼・会場設営経費・印刷製本など一切の費用を含めて見積もること。
- ・ キャッチコピーやイラスト等を含む成果品の著作権については、委託者に帰属するものとする。
- ・ 受講者に対し、布教・契約行為を目的とした行為を行わないこと。